

報道関係者 各位

平成 26 年 7 月 18 日

【照会先】

大臣官房地方課労働紛争処理業務室

室 長 大塚 弘満

室長補佐 井上 健

(代表電話) 03(5253)1111(内線 7738)

(直通電話) 03(3502)6679

平成25年度「使用者による障害者虐待の状況等」の取りまとめ結果を公表

～ 253事業所に対し、389件の指導などを実施 ～

厚生労働省ではこのほど、障害者を雇用する事業主や職場の上司など、いわゆる「使用者」による障害者への虐待の状況や、虐待を行った使用者に対して講じた措置などについて取りまとめましたので、公表します。

これは、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づいて、年度ごとに公表するもので、今回は平成25年度分の取りまとめです。

【ポイント】

- 使用者による障害者虐待が認められた事業所は、253事業所^{※1}。（2－（1）参照）
虐待を行った使用者は260人。使用者の内訳は、事業主215人、所属の上司29人、所属以外の上司2人、その他14人。
- 虐待を受けた障害者は393人。（2－（2）参照）
障害種別は、知的障害292人、身体障害57人、精神障害56人、発達障害4人^{※2}。
- 使用者による障害者虐待が認められた場合に採った措置は389件^{※3}。（3参照）

[内訳]

- | | |
|--------------------------------------|-------------|
| ① 労働基準関係法令に基づく指導等
（うち最低賃金法関係308件） | 341件（87.7%） |
| ② 障害者雇用促進法に基づく助言・指導 | 37件（9.5%） |
| ③ 男女雇用機会均等法に基づく助言・指導 | 2件（0.5%） |
| ④ 個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等 | 9件（2.3%） |

※1 障害者虐待が認められた事業所は、届出・通報の時期、内容が異なる場合には、同一事業所であっても、複数計上している。

※2 虐待を受けた障害者の障害種別については、重複しているものがある。

※3 1つの事業所で使用者による障害者虐待が複数認められたものは、複数計上している。

1 平成 25 年度における使用者による障害者虐待の通報・届出について

- (1) 労働局に寄せられた使用者による障害者虐待の通報・届出の事業所は、全体で775事業所。内訳は以下のとおり。

都道府県からの報告（※1）	117事業所
労働局等への相談（※2）	504事業所
その他労働局等の把握（※3）	154事業所

※1「都道府県からの報告」とは、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という）第24条に基づき都道府県から都道府県労働局に報告があったもの。

※2「労働局等への相談」とは、直接、都道府県労働局、労働基準監督署または公共職業安定所（以下「労働局等」という）に被虐待者、家族、同僚等から、使用者による障害者虐待に該当するおそれがある旨の情報提供や相談があったもの。

※3「その他労働局等の把握」とは、上記以外の場合で、労働基準監督署による臨検監督や公共職業安定所による事業所訪問等において、使用者による障害者虐待に該当する事例を把握したもの。

- (2) 通報・届出の対象となった障害者は、全体で998人。

- (3) 通報・届出の対象となった障害者について、虐待の種別及び人数は次のとおり。

虐待種別	人数	障害種別			
		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
身体的虐待	136	35	70	18	5
性的虐待	27	9	13	7	2
心理的虐待	369	125	114	107	16
放置等	71	25	26	18	6
経済的虐待	619	125	369	108	11

※通報・届出の対象となった障害者の虐待種別及び障害種別については、重複しているものがある。

※投書による通報や匿名での通報等、通報対象となった障害者の障害種別が特定困難なものは障害者の人数のみを計上している。

※「身体的虐待」とは、障害者の身体に外傷が生じたり、生じる恐れのある暴行を加えること、または正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

「性的虐待」とは、障害者に対してわいせつな行為をすること、または障害者にわいせつな行為をさせること。

「心理的虐待」とは、障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他、障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

「放置等による虐待」とは、障害者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置のほか、他の労働者による上記3つの虐待行為の放置等、これに準じる行為を行うこと。

「経済的虐待」とは、障害者の財産を不当に処分すること、その他、障害者から不当に財産上の利益を得ること。

2 平成 25 年度における使用者による障害者虐待が認められた事案について

- (1) 労働関係法令に基づき調査等を行い、使用者による障害者虐待が認められた事業所は、全体で253事業所。事案の把握の端緒は以下のとおり。

都道府県からの報告	31事業所
労働局等への相談	100事業所
その他労働局等の把握	122事業所

- (2) 使用者から何らかの虐待を受けていた障害者（被虐待者）は393人。障害種別は、身体障害57人、知的障害292人、精神障害56人、発達障害 4 人。

※ 被虐待者の障害種別については、重複しているものがある。

- (3) 被虐待者が受けていた虐待の種別及び人数は次のとおり。

虐待種別	人数	障害種別			
		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
身体的虐待	27	4	21	2	1
性的虐待	7	2	4	2	0
心理的虐待	47	14	19	13	2
放置等	5	3	4	0	0
経済的虐待	345	46	266	47	2

※被虐待者の虐待種別及び障害種別については、重複しているものがある。

- (4) 障害者虐待を行っていた使用者は全体で260人。直接虐待を行っていた者の内訳は、事業主215人（82.7%）、所属の上司29人（11.2%）、所属以外の上司 2 人（0.8%）、その他14人（5.4%）。

3 平成25年度における使用者による障害者虐待と認められた事業所への措置について

使用者による障害者虐待が認められた場合に労働局等が所管する法令に基づいて採った措置は、389件。内訳は以下のとおり。

- ① 労働基準関係法令に基づく指導等 341件
（うち最低賃金法関係 308件）

具体例	・ 障害者である労働者に、最低賃金額を下回る賃金を支払っていたため、事業主に対して、是正指導を行った。 ・ 障害者である労働者に、時間外労働をさせていたにもかかわらず、割増賃金を支払っていなかったため、事業主に対して、是正指導を行った。 ・ 都道府県労働局長から最低賃金の減額特例許可を受けている障害者である労働者に、許可の有効期間が切れているにもかかわらず、最低賃金額を下回る賃金を支払っていたため、事業主に対して、是正指導を行った。
-----	--

② 障害者雇用促進法に基づく助言・指導 37件

具体例	・ 障害者である労働者に対し、職場内で上司から仕事が遅いことを理由に、お尻を足で小突かれるといった暴力、上司から仕事のミスに対して「頭が悪くなっているのではないか」等の暴言等の問題があり、事業主に対して、雇用管理(職員に対する指導、雇用する障害者に対するケア)について、指導を行った。
-----	--

③ 男女雇用機会均等法に基づく助言・指導 2件

具体例	・ 障害者である労働者に対し、セクシュアルハラスメントの言動の問題があり、事業主に対して、事業所のセクシュアルハラスメント対策についての措置を講じるよう助言を行った。
-----	---

④ 個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等 9件

具体例	・ 障害者である労働者が、上司や先輩社員等から物を投げられる等の暴力、「死ね」「殺す」等の暴言等の問題があり、退職した。当該労働者の求めに応じ、事業主に対し、当該労働者に対して所要の対応をとるとともに、再発防止を早急に図ることについて助言を行った。
-----	--

4 平成25年度における使用者による障害者虐待が認められた事業所の規模、業種等について

(1) 使用者による障害者虐待が認められた事業所の規模は、次のとおり。

規模	事業所 (割合)
5 人未満	45 (17.8%)
5～29 人	129 (51.0%)
30～99 人	48 (19.0%)
100～499 人	17 (6.7%)
500～999 人	1 (0.4%)
1,000 人以上	0 (0.0%)
不明	13 (5.1%)
合計	253 事業所 (100%)

(2) 使用者による障害者虐待が認められた事業所の業種は、次のとおり。

業種	事業所(割合)
農業、林業	12 (4.7%)
漁業	0 (0.0%)
鉱業、採石業、砂利採取業	0 (0.0%)
建設業	11 (4.3%)
製造業	106 (41.9%)
電気・ガス・熱供給・水道業	0 (0.0%)
情報通信業	0 (0.0%)
運輸業、郵便業	6 (2.4%)
卸売業、小売業	25 (9.9%)
金融業、保険業	0 (0.0%)
不動産業、物品賃貸業	0 (0.0%)
学術研究、専門・技術サービス	1 (0.4%)
宿泊業、飲食サービス業	15 (5.9%)
生活関連サービス業、娯楽業	13 (5.1%)
教育、学習支援業	1 (0.4%)
医療、福祉	42 (16.6%)
複合サービス業	4 (1.6%)
サービス業(他に分類されないもの)	14 (5.5%)
不明	3 (1.2%)
合計	253 事業所 (100%)

(3) 被虐待者の障害種別の雇用形態は、次のとおり。

	正社員	パート等	派遣労働者	期間契約社員	その他・不明	合計
	147(37.4%)	180(45.8%)	3(0.8%)	13(3.3%)	50(12.7%)	393
身体障害	17	26	1	2	11	57
知的障害	118	126	1	10	37	292
精神障害	14	35	1	1	5	56
発達障害	1	3	0	0	0	4

(単位：人)

※被虐待者の障害種別については、重複しているものがある。

5 平成25年3月末日時点で調査中となっていた事業所への対応状況

- (1) 平成25年3月末日時点で調査中となっていたのは、62事業所。そのうち、使用者による障害者虐待が認められた事業所は、12事業所。内訳は、都道府県からの報告5事業所、労働局等への相談6事業所、その他労働局等の把握1事業所。
- (2) 使用者から何らかの虐待を受けていた障害者（被虐待者）は、12人。障害の種別は、身体障害3人、知的障害6人、精神障害3人。
- (3) 被虐待者が受けていた虐待の種別及び人数は次のとおり。

虐待種別	人数	障害種別			
		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
身体的虐待	1	0	1	0	0
性的虐待	1	0	1	0	0
心理的虐待	5	0	3	2	0
経済的虐待	7	3	3	1	0

※被虐待者の虐待種別及び障害種別については、重複しているものがある。

- (4) 障害者虐待を行っていた使用者は全体で12人。直接虐待を行っていた者の内訳は、事業主6人、所属の上司5人、その他1人であった。
- (5) 使用者による障害者虐待が認められた場合に採った措置は14件。内訳は以下のとおり。
- ① 労働基準関係法令に基づく指導等 7件
(うち最低賃金法関係 3件)
 - ② 障害者雇用促進法に基づく助言・指導 5件
 - ③ 男女雇用機会均等法に基づく助言・指導 1件
 - ④ 個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導 1件
- (6) 使用者による障害者虐待が認められた事業所の規模は、次のとおり。

規模	事業所（割合）
5人未満	3 (25.0%)
5～29人	4 (33.3%)
30～99人	1 (8.3%)
100～499人	2 (16.7%)
500～999人	0 (0.0%)
1,000人以上	1 (8.3%)
不明	1 (8.3%)
合計	12事業所 (100%)

(7) 使用者による障害者虐待が認められた事業所の業種は、次のとおり。

業種	事業所(割合)
建設業	1 (8.3%)
製造業	2 (16.7%)
卸売業、小売業	6 (50.0%)
宿泊業、飲食サービス業	2 (16.7%)
医療、福祉	1 (8.3%)
合計	12 事業所 (100%)

(8) 平成24年度に通報・届出のあったもののうち、使用者による障害者虐待が認められた事業所に対する24年度及び25年度の対応結果

	事業所数	都道府県からの報告	労働局等への相談	労働局等の発見	被虐待者	虐待者	措置件数
24年度中	133	21	37	75	194	136	183
25年度中	12	5	6	1	12	12	14
合計	145	26	43	76	206	148	197

【参考】 平成 25 年度に都道府県からの報告のあった事案への対応等について

都道府県からの報告のあった事案 117事業所

(内訳)

○ 使用者による障害者虐待と認められた事案 : 31事業所

【講じた措置】

- ① 労働基準関係法令に基づく指導等 10件
- ② 障害者雇用促進法に基づく助言・指導 19件
- ③ 男女雇用機会均等法に基づく助言・指導 2件
- ④ 個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導 1件

※ 1つの事業所に対し、複数の措置を講じた場合には、複数計上している。

○ 使用者による障害者虐待と認められなかったものの、労働関係法令に基づき指導等した事案 : 23事業所

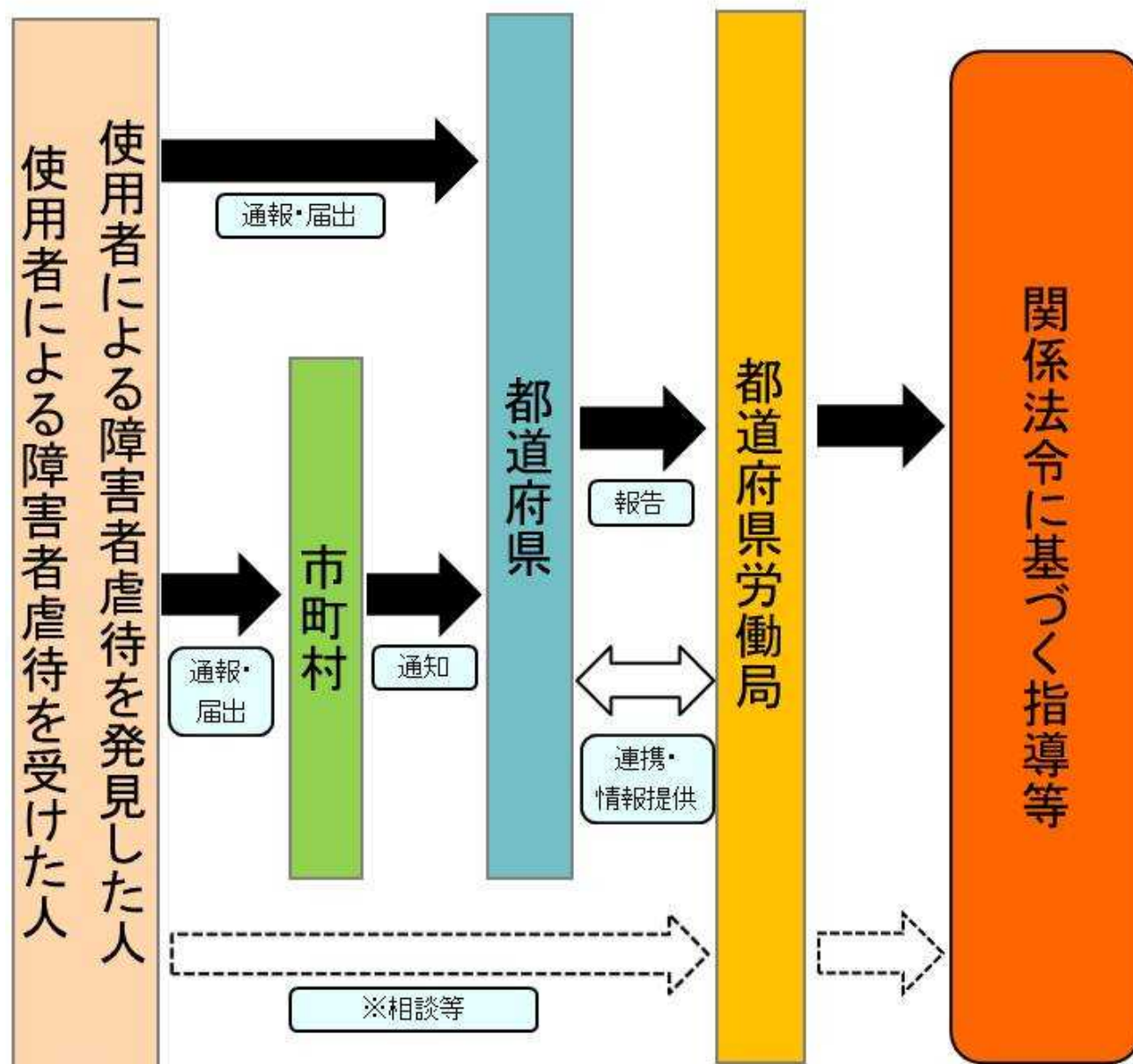
【講じた措置】

- ① 労働基準関係法令に基づく指導等 1件
- ② 障害者雇用促進法に基づく助言・指導 23件
- ③ 個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等 5件

○ 使用者による障害者虐待と認められず、かつ、労働関係法令に照らして問題がなかったことから指導等は行わなかった事案 : 41事業所

○ 平成26年3月末現在で調査中の事案 : 22事業所

使用者による障害者虐待が行われた場合等の対応



※都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所を含む。)に直接、使用者による障害者虐待を受けた人等から相談等があった場合、都道府県に情報提供(通報)する一方、都道府県からの報告があった場合と同様、労働基準法、障害者雇用促進法、男女雇用機会均等法など、所管する法令に基づき、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署又は公共職業安定所の職員が事業所に出向くなどして、調査し、必要な指導等を行う。

○今後とも、都道府県や市町村と連携しながら、使用者による障害者虐待を把握した場合には、事業主に対する指導を行っていく。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

目的

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

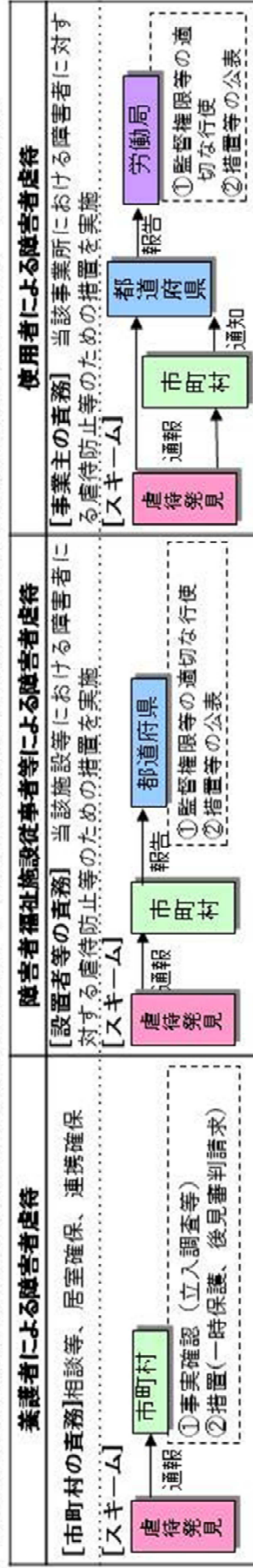
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等の措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神的障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放置、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利保護センター」としての機能を果たさせる。
- 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養育施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。